

特別養護老人ホーム こころの丘高山
料金表

令和3年8月1日現在

第1段階	要介護	1割負担分	食費(円)	おやつ(円)	居住費(円)	看護体制加算ⅠⅡ	夜勤職員配置加算ⅡⅡ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算	基本料金
				300	53	820	4	18	46	50/月
	3	23,790	9,000	1,590	24,600	120	540	1,380	50	61,070
	4	25,860	9,000	1,590	24,600	120	540	1,380	50	63,140
	5	27,870	9,000	1,590	24,600	120	540	1,380	50	65,150
第2段階	要介護	1割負担分	食費(円)	おやつ(円)	居住費(円)	看護体制加算ⅠⅡ	夜勤職員配置加算ⅡⅡ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算	基本料金
			390	53	820	4	18	46	50/月	30日
	3	23,790	11,700	1,590	24,600	120	540	1,380	50	63,770
	4	25,860	11,700	1,590	24,600	120	540	1,380	50	65,840
	5	27,870	11,700	1,590	24,600	120	540	1,380	50	67,850
第3段階①	要介護	1割負担分	食費(円)	おやつ(円)	居住費(円)	看護体制加算ⅠⅡ	夜勤職員配置加算ⅡⅡ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算	基本料金
			650	53	1,310	4	18	46	50/月	30日
	3	23,790	19,500	1,590	39,300	120	540	1,380	50	86,270
	4	25,860	19,500	1,590	39,300	120	540	1,380	50	88,340
	5	27,870	19,500	1,590	39,300	120	540	1,380	50	90,350
第3段階②	要介護	1割負担分	食費(円)	おやつ(円)	居住費(円)	看護体制加算ⅠⅡ	夜勤職員配置加算ⅡⅡ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算	基本料金
			1,360	53	1,310	4	18	46	50/月	30日
	3	23,790	40,800	1,590	39,300	120	540	1,380	50	107,570
	4	25,860	40,800	1,590	39,300	120	540	1,380	50	109,640
	5	27,870	40,800	1,590	39,300	120	540	1,380	50	111,650
第4段階	要介護	1割負担分	食費(円)	おやつ(円)	居住費(円)	看護体制加算ⅠⅡ	夜勤職員配置加算ⅡⅡ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算	基本料金
			1,445	53	2,536	4	18	46	50/月	30日
	3	23,790	43,350	1,590	76,080	120	540	1,380	50	146,900
	4	25,860	43,350	1,590	76,080	120	540	1,380	50	148,970
	5	27,870	43,350	1,590	76,080	120	540	1,380	50	150,980

※2割、3割負担の方は1割負担分がそれぞれ2倍、3倍になります

その他費用

介護保険	その他費用				
	内容	単位数			
介護保険	初期加算(入所日から30日間)	30単位/日	実費負担	医療費(薬代含む)	個別
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日		理美容(カット)	2,200円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日		洗濯代(クリーニングを含む特別な洗濯代)	洗濯業者の定める必要に応じて(希望)
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日		レクリエーション活動費	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に8.3%を乗じた単位数		家族会費	300円/月
	特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に2.7%を乗じた単位数		電気代(電化製品持込時)	110円/日
	特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に2.3%を乗じた単位数			
	口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月			
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月			
	排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月			
	排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月			
	排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月			
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月			
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月			
	療養食加算(医師の指示で療養食を提供した場合)	6単位/回(1日3回が限度)			
	経口維持加算Ⅰ	400単位/月			
	経口維持加算Ⅱ	100単位/月			
	外泊時費用(病院へ入院又は居宅に外泊した場合)	246単位/日(月6日を限度)			
	看取り介護加算(Ⅰ) ※医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、国が定めた要件に基づき看取り介護を提供した場合	72単位/日(死亡日前45日～31日) 144単位/日(死亡日前30～4日) 680単位/日(死亡日前日及び前々日) 1280単位/日(死亡日)			

